

川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市規則第 6 0 号

川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成２６年規則第５２号）の一部を次のように改正する。

別表附属機関の委員の部放置自転車対策審議会の項の次に次のように加える。

法定外税導入検討委員会	委員長	８，０００円
	副委員長	７，１００円
	委員	６，９００円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。